

(注) 発言骨子は、協会において機関  
決定したものではありません。

## 協会事務局 金融審議会発言骨子

### 1. 前払式支払手段の特性を踏まえたマネロンリスク及び論点の進め方について

繰り返し申し上げているが、前払式支払手段の特性は、あくまで発行者や加盟店から物品の購入やサービスの提供を受けるための前払いであり、その利用範囲もごく限定されており、一部の広範囲に利用できるものであっても、加盟店での利用に範囲が限られるのであって、制度上原則払戻しが禁止されているため現金化できない以上、どこでも利用できるものではなく、現金や送金サービスとは本質的に異なるものと考えている。

このため、2019年7月に公表された金融審議会の報告において、前払式支払手段はマネロン・テロ資金供与リスクが相対的に限定されるとして、取引時確認義務等については引き続き課さないことが考えられるとされたところ。その後特段の事情の変更があったとは認められず、8月末に公表されたFATF対日相互審査結果でも前払式支払手段に関するマネロンリスクへの言及はない。

こうした中、前払式支払手段に対する本人確認はそのサービスの根幹に関わる改正であるにもかかわらず、発行者への事前の情報提供や意見交換がないまま、11月に金融庁から高額電子移転可能型前払式支払手段への本人確認等の規律の適用が提示された。未だにその範囲が複雑で必ずしも明確ではなく、各発行者において提供する前払サービスが適用対象となるのかどうかを理解しその影響を認識しているかどうか懸念される。

### 2. 本人確認等の規律の必要性等について

国家公安委員会が公表した犯罪収益移転危険度調査書において、電子マネーがマネロンに悪用された事例として、詐欺により不正に取得した電子マネーの現金化に際し買取業者や仲介業者が介在する事例が記載されているが、このような場合に本人確認等の規律を適用したとしても、本人確認の対象となりうる者は一般消費者と考えられ、必ずしもマネロン行為者を特定することにはつながらないのではないかと考える。この場合、マネロン防止の観点からすると、出口である買取業者に対して法規制を行うことこそが有効ではないかと考える。

前払式支払手段発行者においては、不正利用を防止するために積極的な取組みが行われている。架空請求等詐欺被害への対応については、詐欺への注意喚起とともに、詐欺被害を速やかに受け付ける態勢の整備や詐取等された前払式支払手段を特定し利用停止の措置を講じアカウントの残高がある場合には返金に応じるなどの対応を行っており、また、不正アクセス等を防止するためにセキュリティ管理態勢の高度化とともに敷居値やシナリオを設けてモニタリングを行い、不正利用等の疑いがある場合にはアカウントの利用停止、また、リスクに応じ1回当たりのチャージ上限額や1か月の利用上限を設けるなど工夫し、不正防止のための様々な取組みを行っている。

### 3. 本人確認等の規律の影響等について

前払式支払手段は、小口決済やギフト用として利用され、原則払戻し禁止とされていること等を背景として、利用者の本人確認等を行わずに簡易な手続で発行されている。また、発行者の様々な創意工夫によりいろいろな媒体により利便性が高い決済サービスの提供が行われ、現在、便利でかつ身近な小口決済手段として国民生活に浸透し、キャッシュレス化の進展に寄与しているところである。本人確認等の規律が適用された場合、当該規制を遵守するために新たなシステム開発や改修等への多額の投資・事務負担の発生によりサービス継続への支障が生じることも予想され、ひいてはキャッシュレス社会の実現にも影響を与えかねないものにもなり得る。

### 4. 高額電子移転可能型前払式支払手段への対応について

金融庁においては、まずは、高額電子移転可能型前払式支払手段がマネロンに悪用された事例を具体的に把握・分析し、どのような方法がマネロンを防止するのに有効かどうか検討を行い、各発行者の不正防止等への取組状況をモニタリング等により把握し、各社のマネロンリスクがどの程度あるのかどうかその実態を十分に把握・分析・評価した上で、本人確認等の規律の必要性について検討をお願いする。

### 5. 柔軟な本人確認方法の採用、十分な猶予期間の設定及び十分な意見交換等について

本人確認の規律が適用されることとなった場合には、以下の点について、慎重な検討・十分な配慮をお願いする。

- (1) 1か月あたり30万円という金額基準が示されているが、マネロンリスクの観点を踏まえた実態調査等に基づいた数値など、社会的に説得力のある根拠が必要であるとする。
- (2) 本人確認方法等については、犯収法の取引時確認による方法に限定するのではなく、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認や犯収法の本人確認方法に準じた本人確認を行っている会員も存することから、このような方法も犯収法に準じた本人確認方法として法令上適正な方法として定めることやその他本人確認の規律として求める具体的な事項については、金融庁の事務ガイドライン等で定めるなど柔軟な対応をお願いする。
- (3) 本人確認等の規律を遵守するためには、新たなシステム構築・改修、業務プロセス・事務フローの見直し、職員への教育・研修等を行う必要があり、多額の投資・事務負担やシステム構築等のために長期間を要するほか、顧客への理解や周知を行うための期間が必要であり、適正な業務遂行に支障が生じないように法施行後において十分な猶予期間を設けるようお願いする。
- (4) 政府令、事務ガイドライン案の策定にあたっては、事前に会員や協会との意見交換を行う機会を十分に設けていただくようお願いする。

以上